

函館市医師会看護・リハビリテーション学院運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市医師会看護・リハビリテーション学院運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、市内唯一の理学療法士および作業療法士養成校である函館市医師会看護・リハビリテーション学院（以下「学院」という。）の運営経費の一部を補助することにより、その教育内容を充実させ、もって本市における理学療法士および作業療法士の育成ならびに安定的な供給を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、公益社団法人函館市医師会とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金は、学院の運営に要した経費のうち、理学療法学科および作業療法学科の運営に要した経費について、予算の範囲内で市長が定める額を交付する。

(補助額)

第5条 補助金の額は、別表に定める区分の定めるところによる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

